



労働者協同組合について

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

労協法業務室 富澤 一樹

2025年6月30日（月）

労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団

- 全国20事業本部・開発本部
- 約400カ所の事業所
- 10,000人近くの就労者
- 建物管理・物流・公園管理といった委託事業から始まり、現在は介護保険をはじめとした高齢者介護、コミュニティセンターや高齢者福祉センターなど公共施設の管理・運営、保育園・学童クラブ・児童館・児童デイサービスなど子育て支援、若者や障がい者・失業者などの就労支援などの分野に広がっています。



WORKERS' COOP



<https://workers-coop.com/>

協同労働とは

働く人や市民が**出資**して、主体的に
経営に参加しながら、生活と地域に
応える仕事を協同でおこす

「**協同労働**の協同組合」。



労働者協同組合法



2020年12月4日、 全党全会派一致で労働者協同組合法成立

- ◎「労働者協同組合法」（本則137条、附則34条）が全会一致で成立、同11日公布。
- ◎2022年10月1日施行を閣議決定（2021年9月7日）
- ◎2022年6月13日に一部改正。「特定労働者協働組合」可決



労働者協同組合法は参議院本会議で全会一致で可決された

目的（第1条）

この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が**出資**し、それぞれの**意見を反映**して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に**従事**することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、**多様な就労の機会を創出することを促進**するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって**持続可能で活力あ**
る地域社会の実現に資することを目的とすること」

目的（第1条）

各人が生活との調和を保ちつつ～

- ①ワークライフバランスとディーセントワーク
（働きがいのある人間らしい仕事）

組合員が出資し、～

- ②労働者協同組合の「基本原理」＝出資・意見反映・事業従事

目的

- ③多様な就労機会の創出・多様な需要に応じた事業
→持続可能な地域社会の実現

3つの基本原理

①出資

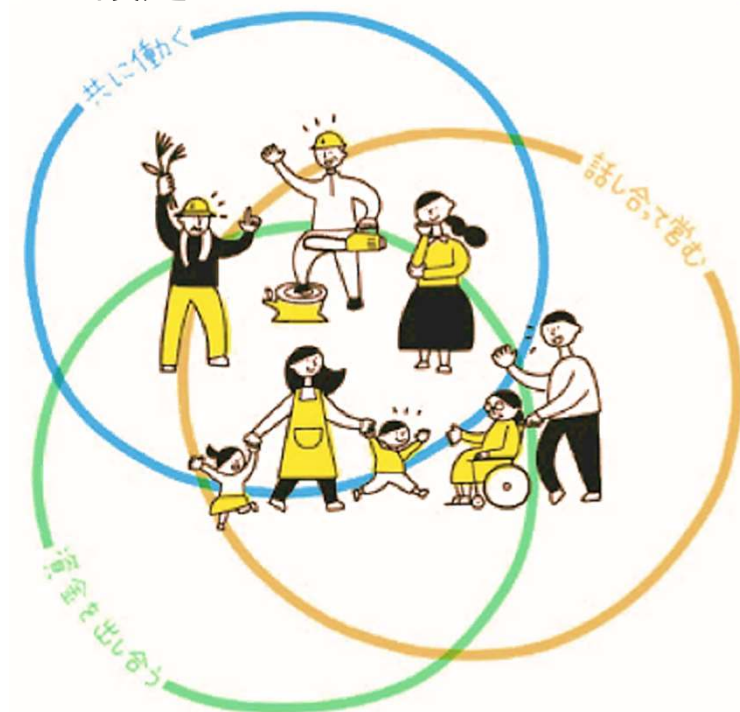
- ・ 組合員は一口以上の出資金が必要 * 出資金額は組合ごとに設定
- ・ 組合員の出資金 = 組合の資本金

②意見反映

- ・ 組合員は「共益権」の行使を通じて経営に参画
- ・ 一人一票の権利

③事業従事

- ・ 組合員は原則的に組合で働く労働者

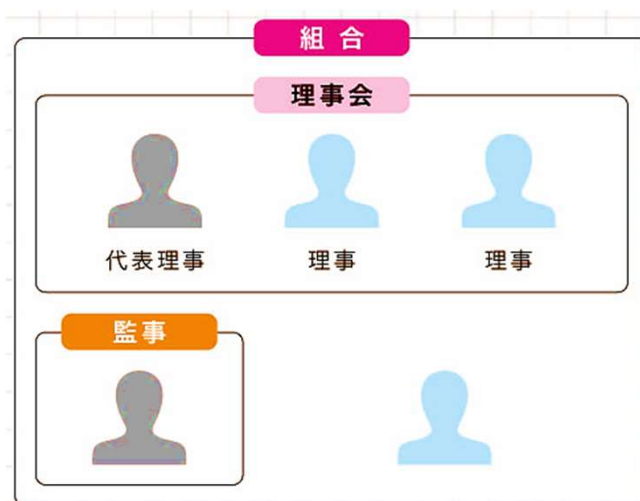


法人格の比較

	労働者協同組合	企業組合	株式会社	NPO法人
目的・事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業（労働者派遣事業以外の事業であれば可）	組合員の働く場の確保、経営の合理化	定款に掲げる事業による営利の追求	特定非営利活動(20分野)
設立手続き	準則主義	認可主義	準則主義	認証主義
議決権	1人1票	1人1票	出資比率による	原則1人1票
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	株主による出資	会費、寄付
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	出資配当	できない

何人で設立できるのか？

第二十二条) 組合を設立するには、その組合員になろうとする三人以上の者が発起人となることを要する。



(理事 1 人は労働契約なしも可)

図の色の見方



労働契約なし

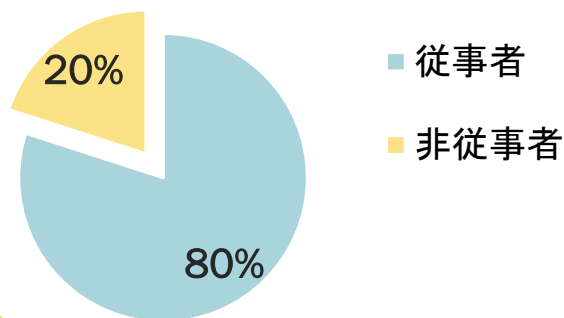


労働契約あり

組合員のルールがあります！！

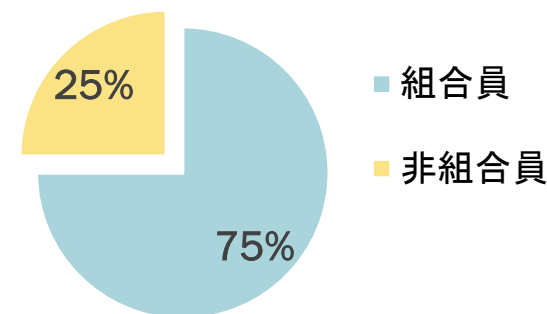
5 分の 4 要件

- 組合員の 5 分の 4 は事業に従事しなければならない。
- 家庭の事情などにより、事業従事的意思はあるものの従事できない方。
- 従事できない＝組合員からの脱退を求めることは組合の構成を不安定にさせる可能性がある。
- （例）組合員数50名なら40名が従事する必要



4 分の 3 要件

- 事業に従事する者の 4 分の 3 は組合員でなければならない。
（例 組合員数50名なら38名が組合員であること）
- 学童の三季休業時のアルバイトなどによる季節的に従事をさせる必要がある非組合員
- 事業に従事しながら分割での出資払い込みをし、組合員になろうとする者。



NPO法人からの移行

*** 2025年9月30日までが効力発生日の期限**

組織変更総会の招集

定款と組織変更計画書の作成を終えた上で、
総会開催の2週間以上前に広告

(2週間)

官報公告の掲載

組織変更総会以降、早期に申込を行う

(1か月以上)

組織変更総会

効力発生日より2か月程度前に
開催しておくのが望ましい

(約1週間)

**9月1日を
効力発生日とする場合**

特定労働者協同組合

● 非営利性の徹底

- 定款に、剰余金の配当を行わない旨の定めがある。
- 定款に、解散時に組合員に出資額限度で分配した後の残余財産は国・地方公共団体・他の特定労働者協同組合に帰属する旨の定めがある。
- 1、2の定款違反行為を行うことを決定し、又は行ったことがない。
- 各理事の親族等の関係者が理事総数の3分の1以下である。

● 税制上の措置

- 公益法人等の軽減税率及び寄付金の損金不算入制度を除き、公益法人等に係る取り扱いを適用
- 法人税法上の収益事業から生じた所得にのみ課税
(NPO法人と同様) ⇔ 一般の労協は全所得に課税
- 法人住民税（均等割）は最低税率を適用

地域の課題から協同労働の必要性を考える。

人口減少・高齢化による地域の衰退

地域で働き手が不足し、事業継続の困難。

高齢サービスの増加と人財不足

行政サービスの縮小と地域課題の深刻化

地方自治体の財政や人財不足により、公共サービスの縮小が進んでいます。かつて行政が担っていた福祉・教育・環境保全などの役割を、地域住民自らが補わなければならない状況になっています。

雇用の不安定化と格差の拡大

非正規雇用の増加や低賃金労働が広がり。単身世帯の増加や地域コミュニティの希薄化による、社会的孤立の増加

地域経済の持続可能性の危機

大手企業やチェーン店の進出により、地元の商店や中小企業が経営難に陥り、地域のお金が外へ流出しています。地域資源を活かした持続可能な経済の仕組みが求められています。